

# 松前町若年出産世帯奨学金返還支援補助金について

えひめ人口減少対策交付金を活用し、愛媛県と連携して実施します。  
奨学金等の返還費用を補助する制度です。

県・市町連携事業

《対象者》 令和5年4月1日以降に出生した児童(対象児童)の父及び母  
全てに該当することが必要です

令和6年度版



対象になります

ひとり親、未婚、婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の事情にある者、特別養子縁組をした者

- いずれかが松前町に住民票がある
- 対象児童が出生した日における年齢が36歳未満である
- 補助金を交付する日において、いずれかが対象児童と現に同居し、かつ、主としてその収入によって生計を維持して養育している
- 学校教育法による大学院の修士課程(これに相当するものを含む)、大学、専門職大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校及び高等学校に進学し、その入学時又は在学期間中に奨学金の貸与を受けたことがある
- 奨学金等を遅滞なく返還している
- 町税を滞納していない
- 生活保護を受けていない
- 暴力団又は暴力団員と関係がない
- 里帰り出産により町内に居住していない
- 他の自治体から同様の補助金の交付を受けていない

- 令和6年4月1日～令和7年3月31日に出生した、出生日時点で父母ともに36歳未満の世帯
- 令和5年4月1日～令和6年3月31日に出生した、出生日時点で父母ともに30歳未満の世帯

《対象となる奨学金等》

独立行政法人日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金、愛媛県奨学資金及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による貸付金のうち、対象児童の父又は母の就学のために貸与された就学支度資金及び修学資金

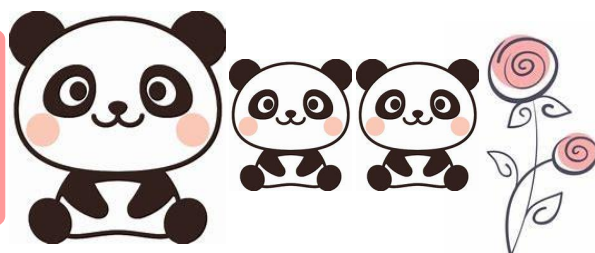
《補助対象経費》

左欄に掲げる場合に依りそれぞれ右欄に掲げる期間に、補助対象者が返還した奨学金の額(返還期日の到来していない割賦金を繰り上げて返還した場合は、その額を含む。)

対象児童の出生の日の属する年度に申請する場合	対象児童の母子健康手帳の交付日から対象児童の出生の日の属する年度の3月31日まで
対象児童の出生の日の属する年度の翌年度に申請する場合	対象児童の母子健康手帳の交付日の属する年度の翌年度4月1日から対象児童が1歳に達する日まで

《補助金の額》

- 補助対象経費の実支出額の合計額
- 父母それぞれに、対象児童1人当たり20万円を上限
- 1,000円未満の端数は切り捨て



## 《交付申請の流れ》



松前町 子育て世代包括支援センター係 はぐはぐの窓口申請に必要な書類を提出

↓  
審 査

↓  
適当と認めるときは、若年出産世帯奨学金返還支援補助金交付決定通知書で通知  
不適当と認めるときは、書面で通知

↓  
適当と認められた場合は、申請者が指定する金融機関などの口座へ補助金を交付

## 《申請に必要な書類等》

- 若年出産世帯奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書
- 奨学金等の返還状況
- 奨学金等を返還したことを証する領収書等(返還した者の氏名、返還年月日、返還額等が確認できるものに限る)の写し
  - 申請日までの奨学金等の返還額を証する書類の写し(預金通帳、領収書等の写し)
  - 奨学金等の貸与機関が発行する返還計画の明細を確認できることができる書類の写し
  - 町税の納税状況確認同意書

母子手帳が  
必要です



書類は、ホームページに掲載しています。

子育て支援課 子育て世代包括支援センター係 (はぐはぐ) の窓口にもあります。

## 《ご注意ください》

本事業の補助金は、一時所得として扱われるため、特別控除額(最高50万円)を超えた額については、所得税が課税されますので、確定申告をする必要があります。税に関するご質問は、松山税務署(089-941-9121)にご連絡ください。

振り込み詐欺や個人情報の搾取に気を付けてください。県・町や厚生労働省(の職員)などを装った不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署(または警察相談専用窓口#9110)にご連絡ください。



### 問い合わせ先

- 《住所》 松前町筒井710-1 松前町総合福祉センター2階
- 《住所》 松前町 子育て世代包括支援センター係 (はぐはぐ)
- 《電話番号》 089-985-4189
- 《開所時間》 月~土曜日 8:30~17:15(日・祝日・年末年始は閉所)